

## 制度の概要

令和6年6月に成立した児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、**月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる**新たな通園給付として、乳児等通園支援事業を創設。  
【R7.4.1 制度化⇒地域の実情に応じて実施、R8.4.1 給付化⇒全ての自治体での実施が必須（全施設ではない）】

|        | 0歳                                                                           | 1歳 | 2歳 | 3歳                          | 4歳 | 5歳 | 6歳                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----------------------------|----|----|-------------------------------------|
| 就労要件あり | 保育所、認定こども園等<br>※小学校就学まで                                                      |    |    |                             |    |    | 小学校<br>※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから |
| 就労要件なし | 乳児等通園支援事業<br>・就労要件を問わない<br>・ひと月で最長10時間まで利用可能<br>・時間単位の柔軟な利用<br>※0歳6ヶ月から満3歳未満 |    |    | 幼稚園、認定こども園<br>※満3歳から小学校就学まで |    |    |                                     |

## 制度の目的

- 乳児等通園支援事業は、国の「こども未来戦略」に基づき、全てのこどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に創設された。

児童にとって家庭とは異なる経験（集団生活等）を通じて、家族以外の人とかかわる機会をつくる。  
孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減する。  
保育者から児童の良いところや成長等を伝えられることで、児童と保護者の関係性をより深める。

- 0歳6か月～満3歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、児童及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。

## 事業実施までのフロー

- 令和7年度は児童福祉法に基づく事業として「認可」のみ必要であったが、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づき、「乳児等のための支援給付」となるため「認可」に加えて「確認」が必要となる。
- 令和7年度に開始した施設で、引き続き「余裕活用型」事業で実施する場合は、「認可」は不要で、「確認」のみ必要となる。



## 想定スケジュール

|                 | 2月中旬          | 2月下旬～<br>3月上旬 | 3月中旬                        | 3月下旬   | 4月1日 |
|-----------------|---------------|---------------|-----------------------------|--------|------|
| 令和7年度<br>実施済施設  | 確認<br>申請受付    | 確認<br>審査      | 子ども・子育て<br>会議意見聴取<br>(書面決議) | 実施施設決定 | 事業開始 |
| 令和8年度<br>新規開始施設 | 認可・確認<br>申請受付 | 認可・確認<br>審査   |                             |        |      |

## 意見聴取について

乳児等通園支援事業の「認可」「確認」を行う場合には、関係法令（下図参照）に基づき「佐世保市子ども・子育て会議」に意見聴取を行うこととされている。

⇒ 各申請施設の基準への適合状況について、本市で審査を行ったのちに、その審査状況・結果について意見を求めるもの。

### < 認可と確認 >

|                   | 認可                                   | 確認                                          |
|-------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| 根拠法令              | 児童福祉法                                | 子ども・子育て支援法                                  |
| 位置づけ              | 人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか判断を行うもの。 | 会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か判断を行うもの。 |
| 国の基準              | 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準               | 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準                        |
| 市の基準<br>(国の基準に準拠) | 佐世保市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例     | 佐世保市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例              |

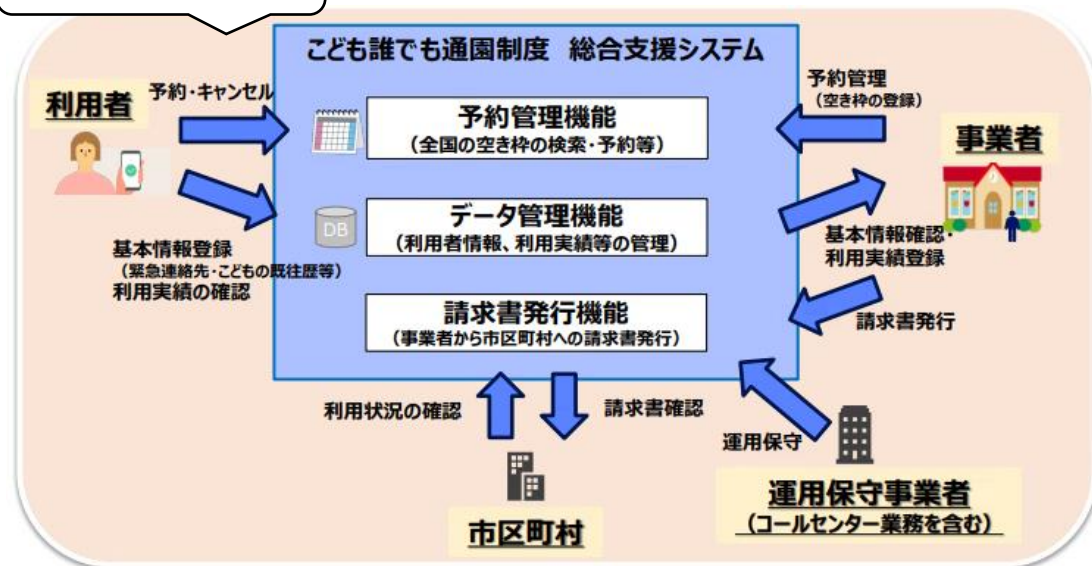
意見聴取にあたっては、乳児等通園支援事業の認可等について（令和7年2月26日こ成保発第154号）第1の2の（3）のアの③に基づき、書面決議による形式としたい。

# 令和8年度佐世保市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

## 事業実施状況（令和8年1月末時点）

|        |                                                 |
|--------|-------------------------------------------------|
| 実施施設数  | 21施設<br>(うち10施設で受入あり)                           |
| 利用認定者数 | 124名                                            |
| 事前面談者数 | 49名                                             |
| 実利用人数  | 76名                                             |
| 延べ利用人数 | 146名                                            |
| 利用時間総数 | 316時間<br>(210時間(0歳児)<br>74時間(1歳児)<br>32時間(2歳児)) |

事前面談の予約や  
申込はシステムを使用



## 事業の概要（令和8年度）

【実施対象施設】 保育所、認定こども園、幼稚園など

【利用料】 子ども一人 1時間当たり300円を標準とする。

【給付単価】

基本分単価…右表の年齢別単価×延べ利用時間

加算分単価…加算項目別に設定

※次ページに詳細を記載

| 年齢  | こども一人1時間当たり単価 |        |
|-----|---------------|--------|
|     | R7年度          | R8年度   |
| 0歳児 | 1,300円        | 1,700円 |
| 1歳児 | 1,100円        | 1,400円 |
| 2歳児 | 900円          | 1,400円 |

こどもまんなか  
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の公定価格について

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（こどもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、

要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

## 実施方法

以下の 3 パターンから選択のうえ実施していただくことを想定しています。

### 余裕活用型

既存の職員配置・施設基準で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法で実施  
※預かる人数は配置基準内

### 一般型（在園児合同）

専任職員を配置し、在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法

### 一般型（専用室独立）

専任職員を配置し、専用室で預かる方法

## 職員配置基準

### 余裕活用型

保育所等における既存の保育室および職員配置の範囲内で実施することから、  
現行の市基準のとおり

### 一般型

乳児等通園支援従事者（保育士または乳児等通園支援に従事する職員として研修を  
修了した者）であり、1 / 2 以上は保育士とし、2 名を下回ってはいけない。  
ただし、次の要件に該当する場合は 1 名とすることができる。

- 保育所等と一体的に実施され、当該保育所等の職員からの支援を受けられる場合  
あり、乳児等通園支援従事者が保育士である場合
- 利用乳幼児の人数が 3 人以下であり、保育所等の保育室等（在園児と合同の部屋）に  
おいて実施され、当該保育所等の職員が保育士である場合  
※乳児等通園支援従事者は保育士でなくてもよい。